

Q 父母以外の親族が、子との交流についての調停や審判の申立人となることができるのはどのような場合ですか。

A 父母の一方の死亡や行方不明等の事情によって、父母間の協議や父母による申立てができない等の事情がある場合に、子の祖父母等の直系尊属・兄弟姉妹・それ以外の過去に子を監護していた親族が申立人として、子との交流についての調停や審判を申し立てることができます。

→詳しくは父母以外の親族と子との交流